

## ○西原町重度身体障害者等移動支援事業実施要綱

平成 11 年 3 月 30 日

要綱第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、西原町障害者地域生活支援事業実施規則(平成 20 年西原町規則第 4 号。以下「規則」という。)第 2 条第 4 号イに規定する西原町重度身体障害者等移動支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体及び運営)

第 2 条 この事業は、町が実施し、その運営を社会福祉法人西原町社会福祉協議会(以下「社協」という。)に委託するものとする。

(事業内容)

第 2 条の 2 事業は、リフト付きワゴン車(以下「ワゴン車」という。)を運行し、障害者の利用に供することにより行うものとする。

(対象者)

第 3 条 この事業の対象者は、規則第 3 条に規定する障害者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 車椅子使用者
- (2) 重度の肢体不自由者
- (3) その他社協会長が特に必要と認める者

(運行日時及び範囲)

第 4 条 ワゴン車の運行日は、月曜日から金曜日までとし、西原町の休日を定める条例(平成 3 年西原町条例第 24 号)に規定する休日は休業日とし、運行時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 ワゴン車の運行範囲は、本町及び本町に隣接する市町村とする。ただし、社協会長が必要と認めるものについては、この限りではない。

3 休日であっても、運転手を確保できる場合は、第 1 項の規定にかかわらずワゴン車の貸出しができるものとする。

(登録)

第 5 条 ワゴン車の利用を希望する者は、社協会長に対し、あらかじめリフト付きワゴン車利用登録申請書兼利用者台帳(様式第 1 号)により利用登録申請をしなければならない。

2 社協会長は、前項の申請を審査し、対象者と判断した場合は、直ちにリフト付きワゴン車利用登録申請書受付台帳に登録する。

(利用の申込み)

第 6 条 前条の規定により登録された者がワゴン車を利用するときは、あらかじめ利用の申込みをしなければならない。

2 社協会長は、前項の申込みを受けたときは、速やかに運行日程を調整し、当該申込者にその可否を通知しなければならない。

(利用者及び介護者の遵守事項)

第 7 条 ワゴン車の利用者及び介護者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用者が病気その他理由で予約日時に利用できなくなったときは、速やかにその旨を届け出ること。
- (2) 家族又は扶養義務者は、利用者の身体状況に応じ介添乗車すること。

(3) その他乗車については、運転手の指示に従うこと。

(運転手の遵守事項)

第8条 ワゴン車の運転手は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)を遵守すること。
- (2) 利用者及び介護者の処遇に関して細心の注意を払うこと。
- (3) 突発的事故が発生したときは、適切な処置を講ずるとともに、速やかに社協会長に届け出ること。

(保険等)

第9条 社協会長は、ワゴン車の点検整備に細心の注意を払うとともに、適切な保険を掛けなければならない。

(運行日誌)

第10条 ワゴン車の運転手は、リフト付きワゴン車運行日誌(様式第2号)により、運行経路を社協会長に報告するものとする。

(実績報告)

第11条 社協会長は、町長に対し、事業年度終了後は、決算書を添付の上、翌年度4月10日までに実績報告をしなければならない。

(帳簿)

第12条 社協会長は、次に掲げる帳簿を備え付け、常に整備しておかななければならない。

- (1) リフト付きワゴン車利用登録申請書兼利用者台帳(様式第1号)
- (2) リフト付きワゴン車運行日誌(様式第2号)
- (3) リフト付きワゴン車利用登録申請書受付台帳
- (4) リフト付きワゴン車運行予定表

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成20年要綱第10号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条、第12条関係)